

『第二の性』の歴史的射程

— フェミニズム「経済学批判」に向かって (2) —

青 柳 和 身

- I. 課題意識
- II. 問と方法
- III. 構成とメッセージ (1) …… (以上前号)
- IV. 構成とメッセージ (2) …… (本号)

IV. 構成とメッセージ (2)

IV では、III にひきつづき、I 巻第三部「神話」および第 II 巻「体験」の各部・各章の重要な指摘を摘記しつつ検討し、その総括として『第二の性』の全体構成としていかなるメッセージが伝えられているかについて考察しよう。

1. I 巻第三部「神話」

第三部では、「女の状況」を規定するボーヴォワールの「下部構造」の検討としての第一部、および両性関係の歴史の検討としての第二部を前提して、「女の状況」を規定する「上部構造」¹⁾として男による女の定義(女性観)とその背後にある性的言説を、引用文⑩の視点から分析することが主たる課題である。この課題の検討は同時に、ボーヴォワールの「下部構造」として

の男性のセクシュアリティ（性的心性と性的行為の実態）の検討をも内包せざるをえないが、「女」であるボーヴォワールが、いかにして男性的セクシュアリティを、非生物学的な普遍的視点から認識しえたのかという認識論上の問題もわれわれの関心事である。

第一章では男性による女性観（＝「定義」）が全般的に論じられ、第二章では、代表的な女性観（＝「定義」）を示している五人の男性作家の作品が、セクシュアリティまで含めて検討され、第三章では、女の「神話」と現実との関係の分析を通じて全体的総括を行っている。以下、各章別に重要な指摘を摘記しよう。

〔第一章〕

「〔〈他者〉としての〕女の地位は男たちの経済的利益に役立ったが、彼らの存在論的、倫理的要求とも合致するものだった。……若い娘に純潔を守るよう強要するのは、父親〔＝夫〕²⁾が自分の財産〔の父系制的維持のためだけでなく〕……男が妻を自分の個人的な所有物と見なしているときにはもっと直接的に女の処女性が要求される。……〔所有ということの〕最も確実な方法は他人にそれを使わせないことであ〔り〕、……誰のものにもならなかったものほど男にとって望ましいものはない。……処女膜を破ることにより……男は〔受け身の対象としての〕女の身体を所有する。……男がよるこんで女に託すもう一つ別の役割がある。つまり男の活動の目的であり、決断の原動力である女は、同時に価値の尺度としても現れるのである。女は特権を受けた審判者となる。」(⑩, I-201, 219-220, 252)

「他者であるかぎり女は……彼女自身とは別ものであり、……期待されるものとは別のものなのだ。……女は永遠の期待はずれ、……実存の期待はずれそのものなのだ。」(⑩, I-270)

〔第二章〕

「官能の生き生きとした興奮は二人の協力によって達せられるだろうに。彼〔モンテルラン〕はそんなことは一切認め〔ず〕、……『受動的で植物的な』、子どもっぽくて愚かで金で買える女を選ぶのである。……女は……生命あるたんなる客体でなければならない。……こうした世界〔では〕……あらゆる感情がなくな〔り〕、……主体相互の関係はありえない。……〔ロレンスの場合〕男は性生活において能動的役割を演じるだけでなく、性生活を超越する。……『女の極は下方に大地の中心部にある。……男の極は逆に上方に、太陽の方に、日中の活動にある。』……彼はわざと女にオルガスムスを許さない。……〔男性作家の大部分にとって〕女は……肉体として現れて〔おり〕、……自然……を体现する。……モンテルランにとって、超越とは一つの身分であ〔り〕、……女は彼の足下の地上に埋もれている。……ロレンスは超越の場を男根に置く。男根が生命や力となるのは女のおかげであ〔り〕、女は……男の超越の糧と……〔なら〕なければならない。……

〔クローデルや女の「内在」的平和性を敬うブルトンを含め〕彼らの作品はすべて、彼らが女に愛他主義〔altruisme/altruism³ 利他主義〕を期待して〔いる〕。……〔これは〕オーギュスト・コントが女にそなわっていると賛美し、女に強要しているものである。……それぞれの作家は、女を定義することによって……自分の世界観と利己的な夢との間の隔りを女の中に書きこんでいるのである。〕(②, I-277-278, 285, 295, 299, 332-333, 336)

「スタンダールは、女を……あるがままに愛するからこそ、女の神話〔や女の不変の本質〕を信じない。……〔彼は〕『貞淑な女と、……〔それに〕不可欠な偽善にひどい嫌悪を』感じ、……〔女に〕謹厳さの罣に陥らないこと〔を求める〕。……〔作品の中で、女たちの〕自由はまばゆいばかりに誇示される。……彼女たちは夢、欲望、快樂、感動、創意を〔もち〕、……〔人生の〕鈍重な眠りを拒否している。……心を打つのは……〔自由の〕障

害を突き抜けて自己を実現する努力であ[り]、……[その]大胆さ〔はスタンダードを熱狂させる〕。……スタンダードにおいて女は、……ヘーゲルが一時……〔望んだ〕のと同じ女、……つまり、相互認識のなかにあつて、自分が男から受け取るのと同じ真実を、もう一方の主体である男に与えるような他の意識である。しかしこれは、女が〔〈他者〉性ではなく〕……主体であることを前提する。スタンダードは……女主人公を男主人公との関連で描くにとどまらず、彼女たちに固有の人生を与えている。そればかりか……いまだかつてどんな小説家も試みたことがなかったと思われるある企てを試みた。彼は自分自身を女の登場人物に投影〔*projet/project*⁴⁾〕したのである。……スタンダードはジュリアンの人生に共鳴したのと同じように、ラミエルの人生に共鳴するのだ。……この人間主義者〔スタンダード^{ヒューマニスト}〕にとって自由が成就するのは男女の相互的〔*réciproque/reciprocal*⁵⁾〕関係のなかでなのだ。〕(②, I-320, 322-324, 327, 330-331, 333)

〔第三章〕

「〔女の神話は〕経験的事実を超えた……異論の余地もない……絶対的心理をそなえて〔おり〕、……女たちの多面的実存に、唯一の固定した〈永遠の女性的なもの〉を対置さ〔せ、それが女の実存と〕……くい違っているときには、いつも女たちの方が間違っていることになる。……〔二項対立的〕両面性は〈永遠の女性的なもの〉に固有の特質であ[り]、……〔このような〕神話は謹^{くそまじめ}厳な精神がよく考えもせず^{くそまじめ}に示す偽りの客観性の罫の一つである。」(②, I-337, 339, 346)

「女の神話のうちで、女の『神秘』という神話ほど男の心の奥底に深く刻み込まれているものはない。……〔この神話によって〕女を『理解』できない男は、主体の側の欠陥を棚に上げて客体の側の抵抗にすりかえることができる。……男はどんな共感〔*sympathie/sympathy*⁶⁾〕の効果によっても女特有の経験〔性的快感、月経の不快感、出産の苦痛〕を洞察することはでき

ない。……だが実際は、神秘は相互的である。……〔性的他者として〕男の心底に〔は〕……女にはうかがい知れないものが存在する。女は男の性感を経験できないのだ。……

しかし、神秘と呼ばれるものは、意識の主観的な孤独のことでなければ、生物学的生命の謎でもない。この言葉が本当の意味をおびるのは意思コミュニケーション疎通の次元である。……〔女の神秘とは〕女が沈黙しているという意味ではなく、女の言葉が聞えないという意味である。〕(25, 1-340-342)

「女が『男の職務』を果しながら、しかもセクシーだということは、……卑猥な冗談のたねになっていた。……〔しかし〕新しいかたちのエロチズムが〔少しずつ〕生れつつあるようだ。……期待すべきこと、それは男たちの方でも、生れつつある状況を全面的に引き受けてくれることである。そうやってはじめて女は、矛盾に引き裂かれ〔ずに〕……生きることができるようになる。……そうなれば女は、完全な人間となるだろう。』(26, 1-348)

第一章では男性の女性観と性的心性が、歴史全般的に縦横に論じられているが、歴史「研究者」の男性独占的状况を考慮すれば、第一章の叙述は、むしろ近代男性の女性観と性的心性の反映として理解するべきであろう。

引用文②は、父系的家父長制の「経済」的利害というエンゲルスの観点を超えた、男性の「存在論的倫理的」要求視点からの女性観と性的心性の分析を行っている。男性にとって「妻」となるべき女性の役割は、女性の性的身体の絶対的(非譲渡的)排他的所有対象としての役割であると同時に、男性の社会的活動の目的=原動力として男性の活動を評価・讃美する生きた価値尺度機能という二重の役割をもっている。この点で女性は、排他的所有の面では物的財産所有よりはるかに絶対的なものであること、また男性の社会的活動(労働や経済活動等)の目的=動機として貨幣の価値尺度機能よりはるかに強力な存在であることが示唆されている。これは近代における私的排他的所有主体と近代的「労働」主体の形成を「広義の経済学」的視点から考察す

る場合、きわめて重要な示唆を含んだ指摘である⁷⁾。

⑳は、㉔のような女性にたいする男性の「夢想」が、男性の「所有」物となった女性 [=「妻」] の役割と現実態（「実存」）との相克の中で、浮気等を含む女性の「裏表ある態度」（I-260, 261）によって裏切られ、大きな幻滅に転化せざるをえないことを、具体的叙述によって示した上での結論である。

第二章は、近現代の男性作家、モンテルラン、ロレンス、クローデル、ブルトンおよびスタンダールの作品分析を通じた女性観とセクシュアリティの検討であるが、スタンダール(㉓)は「神話」とは無縁の例外的作家であり、後で検討しよう。

㉔は、女性をたんなる「物」として蔑視する立場から、女性の「本質」を「崇拜」する立場まで含めて、すべてに共通するものは、女性を身体的「自然」の体现者と定義し、女性の「本質」的利他主義を期待する女性観である。この女性観の背後には、モンテルランやロレンスが率直に表明しているように、性的行為における男性能動・女性受動という固定的性役割を生物学的「自然」と捉えるヘーゲル的性差観（引用文㉘）と、固定的な性的受動役割を通じた女性の性的非主体化（〈他者〉化）とそれによる女性身体の客体化によって、身体的「自然」の物化ないしは女性的「自然」の崇拜化をもたらすこと、この点で多くの男性には共通したセクシュアリティが伏在していることが、引用文㉓との対比を通じて示されている。この男性的セクシュアリティは、㉔の女性観、すなわち排他的所有対象および価値尺度機能としての女性の役割と密接に関連していることは、一章から二章への叙述の展開を通じて確認することができる。

㉔、㉕は、女の「神話」の特質とその発生根拠についての、ボーヴォワールの「史的唯物論」的認識論からの批判的検討である。㉔では、女性の「本質」観すなわち〈永遠の女性的なもの〉という男性的観念が、女性の現実態（「実存」）を否定しつつけることにより、歴史的かつ個性的存在としての女性認識の獲得を阻害するという「神話」の特質を明快に指摘⁸⁾した上で、㉕

で、「神話」の発生根拠を認識論的レベルから検討している。

「神話」の発生根拠は、男性側からの女性の性的「神秘」観と同時に、女性側からの男性の性的「神秘」観を含めた両者の合成の結果であるが、これは究極的にはセクシュアリティ(性・生殖)領域における性的「他者」の経験の共感(sympathy)力による洞察困難という状況の反映であることが示されている。しかしこの困難は、⑳との対比からも明らかなように、生物学的宿命ではなく、両性の性的コミュニケーション次元の問題である。性関係領域におけるコミュニケーションは、たんなる純言語的手段のみによっては、ヘーゲルが一時望んだような真理「共受」⁹⁾関係には到達できないこと、このような性的コミュニケーションの認識論的次元の独自性の問題が、「女の言葉が聞えない」という象徴的表現によって提起されている。

両性関係における性的コミュニケーションと真理「共受」の欠如の結果は、男性の文学領域としては、「[男性的]世界観と利己的な夢」(㉔)を描く作品に陥るか、学問領域としては、「男性の視点から絶対なものとして」(I-341)カテゴリー化され、両性的普遍認識には到達できず、性差の「本質」論的把握を前提した「学問体系」化(生物学や精神分析等)に陥ることになる。このような男性独占的「言説」生産の不可避の結果は、宿命的性別観とそれによる性規範の事実上の「二重規準」化をもたらし、性差別の固定化に帰結するであろう。

㉔のスタンダード論は、第三部の中では異例なものであり、ボーヴォワールはたんなる神話批判のための実例提示を超えた共感を込めて論じている。

神話の基盤としての両性間の性的「神秘」観を超越し、真理の共受関係に到達するためには、性関係における実践的「相互性」が不可欠であり、性的「相互性」関係の実践的前提条件は、性的身体の排他的所有を基礎とする排他的性倫理をも超越すること、すなわち偽善的「貞淑」倫理や性的「謹厳さ」の罫に陥らないことである。このような実践的態度こそが、性的「相互性」と両性的普遍認識の獲得に不可欠な条件であるというボーヴォワール自

身の認識論が、スタンダード評価を通じて表明されている。

このような見解は、性愛の「排他性」の本質論的理解を前提したエンゲルスの「個人的性愛」観¹⁰⁾への批判をも内包するものであり、たんに「女の神話」の男性信奉者だけでなく、性愛の「排他性」と性的「相互性」との両立可能性を信奉する当時の女性や男性の集中的非難をも受けたであろうことは想像するに難くない。しかしボーヴォワールのセクシュアリティについての認識は、「男」の性的「神秘」観から解放され、男性の性的心性の内在的理解を前提した両性のセクシュアリティにたいする深い洞察にもとづくものであり、『第二の性』の全体構成にとって決定的に重要な意味をもっている。この点については後述しよう。

㉓の文の中で注目されるのは、「いまだかつて〔誰も〕……試みたことがなかった」という強調表現である。他の性に自己投影できるほどの共鳴能力なしには、文学的に男女の真の具体像が描けないとするならば、社会科学的認識においても同様であろう。II巻の課題は「女の状況」の全体的描写であるが、これは両性関係の全体認識、とくに男性の性的心性の内在的理解を不可欠の前提とする。このようなセクシュアリティの普遍的認識による両性関係の検討は、過去の「社会科学」によっては試みられたことのない全く新しい試みである。スタンダード作品にたいする強調表現は、ボーヴォワール自身のこの「投^{プロジェクト}企」と重ね合わされた表現としても理解することができる。

㉔はI巻の結びの指摘である。この文を表面的に理解し、女の解放を男に「期待」という意味で解釈するとしたら、女の主体性を決定的に重視するボーヴォワールの立場とは矛盾することになる。この文はむしろ、性的「相互性」（「二人の協力」）の欠如によって生きた性的官能から疎外され（㉒）、同時に両性的真理の「共受」からも疎外され（㉓）、その意味で「人間」として部分化され、不完全化されている男性への現状変革への呼びかけとして理解するべきであろう。めざす方向は、女性がセクシュアリティにおいても、労働においても主体化し、両性関係が「相互性（互惠性）」関係、すなわち性

的官能と真理の「共受」関係に転化するという方向である。そのためには現状の女性の「体験」を男性も内在的に「理解」(25)し、「女」の性的「神秘」観から解放されることが不可欠である。その意味で26はII巻への男性読者の招待としてのメッセージでもありと言えよう。

2. II巻序文および第一部「女はどう育てられるか」

II巻序文は短いものであるが、既に引用した文(6)の後に、次のような重要な指摘がある。

「私が『女』あるいは『女性的な』という言葉を使うとき、どんな原型にも、どんな不変の本質[essence¹¹⁾]にも拠っていない。私が明らかにする主張の大部分は、そのあとに、『教育と慣習の現状において』という意味を補う必要がある。この本では永遠の真実を述べようとしているのではなく、個々の女の生きる実存[existence¹²⁾]全体に共通の基盤を描こうというのだ。」(27, II-7)

この指摘は、I巻第三部における神話としての〈永遠の女性的なもの〉という女性の本質論的把握への批判的総括であり、現代という時代における女性ラディカルの生活(existence)を徹底的な歴史的視点から観察するという立場の表明である。この立場は、後の「ラディカル」フェミニズム内部の潮流として「女」を一定の歴史貫通的視点から把握しようとする「本質主義」¹³⁾における非歴史性と対立する立場であり、純方法論的には前近代社会の性差別と近代社会の性差別との安易な同一視にたいする批判的意義すら内包するようなラディカル厳格かつ徹底的な歴史科学的態度の表明でもある。

引用文6ではII巻「体験」の課題として女性の生活をライフ・サイクル的視角から観察・描写することが提示されている。ライフ・サイクル的生活の

検討は、現代社会の総体、すなわちセクシュアリティや労働を含む「下部構造」と、性的言説や性規範およびそれにもとづく教育等も含む「上部構造」とを包括する社会総体を前提した検討が必要であるが、II巻ではまさにこのような総体的検討が行われている。

第一部のタイトルは原書では「Formation」、英語版では、「The Formative Years」であり、引用文⑥の原文でも「見習期間 [apprentissage/apprenticeship¹⁴ 徒弟期間]」の経験の検討となっている。また第一部の叙述も全体として女性本人を主人公とした「体験」的叙述となっている。したがってタイトルは「育てられる」という受動表現ではなく、「(人格)形成」という本人を主体とした表現の方が適切である。第一部は性「体験」以前の2章と以後の2章から成っているが、各章別に重要な指摘を摘記しよう。

〔第一章「子ども時代」〕

「人は女に生れるのではない、女になるのだ。社会において人間の雌がとっている形態 [figure¹⁵ 外観] を定めているのは生理的宿命、心理的宿命、経済的宿命のどれでもない。文明全体が、男と去勢者 [castrat/eunuch¹⁶] の中間物、つまり女と呼ばれるものを作り上げるのである。」(②, II-11)

「〔幼児段階からの女の『去勢コンプレックス』という精神分析的理論とは反対に、分析的思考ではなく、直観によって対象を把握する〕子どもは……男と女がいることを自然に受け入れる。……女の子にとって男の子の〔ペニスは、コンプレックスをもつには〕……あまりに二義的な事柄である。……〔しかし成長に伴う世界の広がりとともに〕世界の支配者は女ではなく男だということに気づ[き]、……この直観的認識が……女の子の自己意識を否認なしに変えてしまうのである。……女の子は〔身体の変化による思春期の危機を〕不安感と不快感をもって……迎える。……自分の身体が自分のものではなくなり、……〔月経は〕彼女を去勢されたものと劣ったもののなかに追いやるからである。」(②, II-16, 21, 33, 58-59, 70)

「[クリトリスの接触感覚等によって] 彼女は、……あやしい興奮が肉体を貫くを感じる [が、それと] ……性器の存在とのあいだを関連づけることがほとんどないのだ。……[官能の] うずきに……耐え……疎外された肉体のなか[で]……自分が危険な状態にあると感じる。……彼女は自分の性が去勢され固定された生を……宣告している [と感じつつ] ……罪の意識にとらわれながら、未来に向かって歩み出すのである。」(㉑, II-73, 75-76, 83)

〔第二章「娘時代」〕

「[娘は] どのような納得のいく目標も見つけられ[ず]……彼女の青春は [男を] 待つことに費やされる。……[それは、若い男と異なって、彼女は] 人間としての条件と女としての使命とのあいだに分裂を抱えている [からだ]。……[女は自律的個人としての] 自分の主権をあきらめなければならぬのだ。」(㉒, II-84, 93)

「[若い娘は驚きをもって、受け身の魅力の力を発見し]、自分の身体が魔力をもっているように思われる。……[彼女は] 獲物を手に入れるために、……獲物にな[り]、……自分を客体 [objet/object¹⁷⁾] として把握する。……[しかし女は人が手にすることのできるモノではなく]、……客体となることによって……偶像となり……魅惑する財宝……魔法の息吹を放つすばらしい崇拜物として現れたい。……若い娘の [矛盾した] 態度の大部分は、……自分の運命を受け入れながら拒否している [こと]、……希望と野心を抱く年頃に、……自分が受動的で従属的であることを知るというつらい条件 [から説明される。]」(㉓, II-94-95, 113, 121, 124)

「[大部分の場合、娘は] 性の通過儀礼を受けなければならない。……これにどう向かい合うかは、……彼女の過去全体と関係している [が、同時に思いがけない経験もあり、彼女は] ……自由にこれに反応する。これから私たちが検討しなければならないのは、この新しい段階である。」(㉔,

〔第三章「性の入門」〕

「若い娘の性愛の体験は〔男のような以前の性的活動の延長ではなく〕、……新しい事件となって過去を断ち切る。……女はそれに対する対処の仕方によって、〔全人生に影響をもたらす〕自分の運命の大半を縛ることになる。」(㉔, II-138)

「〔男は子どもの性^{セクシュアリティ}欲から性愛体験へ、主体的自律性を失わずに、比較的単純に移行し、完璧な性的解放が得られるが、〕女の性愛ははるかに複雑で、女の状況の複雑さを反映している。……〔女の自律的性愛器官としての〕クリトリス……は男のオルガスムスと同じ〔機能をもつが、それは〕……生殖になんの役割も果たさない。……膣は男の介入があつて初めて性愛の中心になるが、男の介入はいつも一種のレイプである。……破瓜は……過去との断絶であり、新しい周期の始まりだ。

〔あいまいな解剖学的データによるキンゼイ報告の膣快感否定論とは反対に〕、膣快感が存在していることは間違いない。〔それは膣による自慰行為の多さによって証明され、「人工ペニス〔が〕……現代から古典古代……以前まで遡って、絶えることなく使用されていたこと」(II-628)で確認される。〕……〔しかし〕膣の反応は非常に複雑な反応で〔あるが、それは〕……主体が生きる状況全体にも関わっているからである。……最初の性交で始まる新しい性愛の循環^{サイクル}が確立するには……クリトリス系統をも包み込む形の形成、神経系の一種の「モンタージュ〔組み立て〕¹⁸⁾が必要であり、……〔これには〕長い時間がかかるし、まったく作り出されないこともときにはある。」(㉕, II-139-140)

「〔性の入門の〕導き手の役割〔と〕、……情事の責任をと〔る役割は〕……男で、そこでは〔女は〕……身を任せ、従うはかない。……〔彼女の〕肉体は……無防備のまま〔男の視線と手に委ねられ〕……支配され、服従させ

られ、……性交のあいだ男の下にいる。〔初体験で「正常位」ではなく、「逆にすることは……めったにない。」(II-629)〕……愛の体位を選び、性交の時間と頻度を決める〔自由をもつのは〕……男なのだ。……〔性行為が女にとって危険である別の要因は〕、子どもの脅威〔であり〕、……多くの娘は妊娠の脅威に対する手だてを全然知らずに、自分の運命が身を任せる男の好意にかかっていることに不安を感じている。(㉔, II-148-151, 154-155, 157)

「女の性愛の非常に重要な〔問題は〕……女の〔性的〕自己放棄が激しく確実な喜びによって補償されないということである。……〔女は〕肉体の客体〔化〕……と主体としての要求〔の両立化のため〕……自分が男の獲物となりつつ、また男を自分の獲物としなければならない。女が頑固な不感症になるのが非常に多いのはそのためだ。……

〔男は〕女のセクシュアリティ¹⁹⁾が〔以上のような〕女の状況全体によってどれくらい条件づけられているかを知らないのだ。……〔性〕行為をひとつの闘争だと考えるようなたくさんのコンプレックスを男がひきずっていないければ、女は多くの困難を避けられ……ベッドを闘技場のように考えなくてもよくなるだろう。……〔女の性的〕成熟は……女が自分の受動性を克服して、相手と相互的な〔réciprocité/reciprocity²⁰⁾〕関係をつくること……、〔性愛の非対称性を解決することを前提する。〕……このような〔性的〕調和に必要なものは……身体と精神の相互的な寛大さである。……この寛大さは、男の場合は虚栄、女の場合は臆病によって妨げられる。女はさまざまな抑圧を克服しないかぎり、この寛大さを発揮できないだろう。」(㉕, II-164-165, 170-171, 175-176)

「〔性において受動役割に適應したとしても〕、女は能動的な個人としてはいつも満たされない。……男にゆだねる〔女の性的身体という〕宝を自分でももちたいと思う。……〔多くの女に潜在的〕同性愛傾向があるのは〔このためであり〕……非難される道を選んだ女たちのことも、私たちは

考察しなければならぬ。」(38, II-177)

〔第四章「同性愛の女」〕

「〔同性愛の女は、他の女たちと同様な体質をしており、セクシュアリティは『解剖学的宿命』によって決定されるのではない。〕……主体としての女は、男の身体〔によっては〕……満されない攻撃的な官能性をそなえている。……女の同性愛は、女の自律性と女の肉体の受動性を両立させる……試みの一つであ〔り〕、……状況のなかで選択された態度で……ある。」(39, II-178, 180, 203)

⑳は有名な一句を含むII巻冒頭の指摘であり、I巻の簡潔な総括であると同時に、第一部のみならずII巻全体への導入として、「未知」の新たな研究領域を開拓するための検討視角の宣言でもある。ここで言うところの人間の雌の「形態 figure」とは、「女性」的類型行動または役割行動のことであり、「ジェンダー」という新用語こそ用いてはいないが、この概念の簡潔な表現となっている²¹⁾。またこの指摘は、㉑の「現状」規定を前提するかぎり、現代「女性」の問題であること、「女性」を作る「文明全体」とは現代社会総体として理解する必要がある。しかし「男と去勢者^{カストラート}の中間物」という規定の具体的内容は、かならずしも明らかではない。以下ではこの点に留意しつつ検討しよう。

㉒、㉓は、男女の身体差、とくに性器官の相違に規定された幼児期の「性心理(セクシュアリティ)」論によって子どもの人格形成を「唯物論的(下部構造)」視点から説明する心理的宿命論としての「唯物論的形而上学」の批判である²²⁾。子ども(女の子)の性自認や性意識は、大人の性的言説や教育、大人の性別世界の直観的観察と「見習い」によって習得されるものであって、これは主として「上部構造」論的レベルの問題であることが指摘されている。㉔では、女の子が成長による身体変化を「危機」として、自己からの

身体の「疎外」として経験するのは、身体的性差それ自体の問題ではなく、大人の性別階層構造における「劣位者」の運命の自覚からであることが解明されている。

③⑩では、女の子が偶然的な官能体験をしたとしても、それは男のような「性^{セクシュアリティ}欲」の自己形成として肯定的には自覚されず²³⁾、大部分の場合、一種の病気のような「危険状態」として否定的に自覚され、^{セクシュアリティ}「性欲」の形成とは次元の異なる体験となっていることを、「劣位者」運命観の自覚の視点から解明している。

③⑪、③⑫では、娘の主體的「人間」と「女」の条件との間の分裂から、自己とその人生にたいする「主権」をあきらめ、自己を「客体」化することによって、男の視線等による男の態度と自己の態度との合成を通じて²⁴⁾、自己の性的身体が偶像崇拜的魔力をもつことが自覚されること、だがこの魔力感は、男の性的獲得を安易に受け入れてしまうと、たんなる「モノ」として物化されてしまうという不安感や嫌悪感と、ない交ぜにされているという複雑な心理が描写されている²⁵⁾。このような娘の心理や態度は女の劣位的「状況」への受容と反発という矛盾した心理に起因するものであることが解明されている。

③⑬は、「上部構造」論的に形成される性自認や性意識の見習いの習得ではなく、性「体験」という実践的セクシュアリティ領域、すなわちボーヴォワールの「下部構造」領域が、第三章以下の課題であることを予告している。これは大人(旧世代)の「見習い」の延長²⁶⁾として、新世代の人格形成にたいする「過去全体」の規定性、すなわち「現状」維持的な静態的「再形成」²⁷⁾要因としての「上部構造」の規定性のみではなく、「下部構造」の実践的性格による動態的契機、ないし潜在的動態契機としての実践的「矛盾」といった視点からの分析が不可欠である。第三章以下では、ボーヴォワールは自覚的にこの視点からの分析を行っているが、それは、「[新経験にたいし]自由に……反応する」という重要な指摘によって、このような「下部構造」の動

態性が示唆されている。

③④、③⑤では、男のセクシュアリティは、性交体験前の「自己形成」から、性交体験後のオーガズムによる性的解放まで連続的自律性を持ち、その結果セクシュアリティの「成熟」は比較的単純であるのにたいし、女のセクシュアリティは、大人の「性意識」の「見習い」習得という過去の経験とは異質な性格をもつこと、したがって女は性「体験」を通じてのみ、性交を含む新しい性的循環が開始され、それによってはじめて実践的セクシュアリティが形成されること、すなわちセクシュアリティ形成における過去の経験との断絶性が強調されている。このようなセクシュアリティ形成の男女差は、性体験以前の性的人格 (personality) 形成における「見習い」生活経験の相違に規定されたものであり、引用文②⑥で指摘されているように生物学的運命としての身体差に規定されたものではないということが、この論理の前提となっている。この点については「女の状況の複雑さを反映」という重要な一句によって示唆されているが、その具体的内容については後述しよう。

③⑤の指摘で注目すべき点は、クリトリス快感（オーガズム）と膣快感（オーガズム）にかんしてどちらかの優越性を認めない点で²⁸⁾、精神分析学者の「膣オーガズム」優越論批判²⁹⁾であると同時に、キンゼイ報告の「膣オーガズム」欠如論批判³⁰⁾という両面批判としての性格をもっていることである。この認識は、ボーヴォワールのセクシュアリティ認識にとって核心的意義をもつものであり、③⑦でも指摘されている男女の性的「相互性 reciprocity」概念の核心を形成する認識である。

③⑥、③⑦では、男女の性行為における非「相互性」こそが、女の「膣オーガズム」欠如としての不感症の原因であること、この非「相互性」は男女の性体験前の性的人格 (personality) 形成における「見習い期間」の経験の決定的相違と「女の状況全体」の規定性による女の「性的客体化 sexual objectification」³¹⁾の結果であること、膣オーガズムの形成による「新しい性愛の循環」(③⑤)の確立という性的成熟のためには、男が性的「コンプレックス」を克

服し、女が性的「受動性」を克服して、男女が性的「相互性(互惠性)」関係を形成することが不可欠であることが強調されている。

㉔, ㉕では、女の「同性愛」が、異性愛の受動性と非「相互性」関係に満足できない女の官能性を解決するために選択された「一つ」の態度であること、その意味で非「相互性」的異性愛関係の不可避的随伴現象であることが指摘されている³²⁾。㉖では、同性愛の「解剖学的宿命」論を批判した精神分析の功績を評価しつつも、性交によるオーガズムを本来的なものとし、同性愛を未完成な非本来的なものと見る精神分析学者の誤った態度³³⁾を批判すると同時に、「クリトリス・オーガズム唯一」論(神話)を前提して、同性愛を絶対化する態度への批判³⁴⁾という両面批判としての意義をもっている点で㉗と同様である。

II 巻第一部全体を総括しよう。セクシュアリティにかんして、第一部はI 巻第三部と表裏の関係にあり、両者を総合しながら、まず叙述された内容の概念的整理を行おう。

個々人の性行為における男性能動・女性受動という役割関係が、生物学的ないし心理学的宿命観などによって社会的に一般化された場合、「セクシュアリティと社会形態とのあいだ[の]……恒常的な関係」(㉑)が形成される。性行為の役割固定化すなわち性的非「相互性」の社会的な一般化が生じた場合、「主客的性関係」または女性の「性的客体化」と規定しよう(㉒, ㉓, ㉔, ㉕, ㉖, ㉗, ㉘, ㉙)。この実践的内容は、性行為において女性が自己の性的身体にたいする「主権」を性パートナーとしての男性に委任する行為であり、その結果、生殖的責任を男性に全面委任する性的態度を含んでいる(㉒, ㉓, ㉘)。これを「性的託身 *sexual commendatio*」³⁵⁾または「託身的セクシュアリティ」と規定しよう。「託身」という用語を使用する理由は、性行為のあり方が女性の全人生の運命の大半を縛る可能性(㉚)を含んでいること、および第二部で検討される「世帯 household」のあり方との深い関連性があるからである(㉒)。

「性的客体化」を性的心性の側面から特徴づければ、女性の性的身体の物

化を前提した物神崇拜を含んでおり(20, 22, 23), これを「性的物神性 sexual fetishism」³⁶⁾ないし「物神的セクシュアリティ」と規定しよう。この身体的物神性は、物的物神性としての貨幣との直接的交換関係すなわち売買春の場合のように全面的な性的託身を含まない場合と、通常の性愛ないし結婚の場合のように全面的な性的託身を含む場合とがある。いずれにしても「主客的性関係」の所産である。

「主客的性関係」を基本的に規定するものは、旧世代の性別関係の「見習い」経験を通じた新世代の男女の人格の「再形成」であり、新世代の「主客的性関係」がまた次世代の男女の人格を「再形成」することになる。この循環論的な両性の人格と両性関係の「再形成」を「再生産(再形成)」と規定しよう。この用語法は生殖としての「再生産」概念とまぎらわしいが、『資本論』における「人と人との関係」の「再生産(再形成)」論を、「再生産(生殖)」視点から再検討するために不可欠な用語法であり、「reproduction」概念の二重性に由来するものである。

人格の「再生産(再形成)」概念にかんして留意すべきことは、第一部全体を通じて、人格の自己「形成」論を前提した叙述となっており、人格が大人(旧)世代による「社会化」労働(育児や教育)の直接的「産物」として捉えられていないことである³⁷⁾。このような人格「形成」論によってはじめて、「下部構造」としてのセクシュアリティの動態的把握が可能になる。旧世代から「見習い」習得した性意識による性行為が、官能の両性的「共受」と矛盾することが経験的に自覚された場合、新たなセクシュアリティの自己「形成」の可能性が生じるからである(23, 37)。セクシュアリティの「上部構造」論的把握や「社会化」労働による人格の「生産」論的把握によっては、セクシュアリティや性的人格それ自体の動態論または自己発達論を自律的基礎範疇とするボーヴォワールの「下部構造」認識は成立する余地がない。

以上の概念的整理にもとづいて、28と34, 35, 37および37の末尾の指摘について残った問題を検討しよう。

⑳の「男と去勢者の中間物」という女性の規定は、完全な性的不能者ではないが、性的主体として男性と性的「相互性」関係を形成し、性交による主体的な「性的解放(オーガズム)」能力をもたない社会的「人工的な産物」(II-183)のことを意味している。そのため女性は現実の性行為においても自己の「性的客体化」に陥るが、その性行為の結果としても「男と去勢者の中間物」としての性的人格を「再生産(再形成)」することになる。しかしこの場合、男性も一応の性的能力はもっているが、女性との官能の自由な「共受」関係の形成能力を欠如した性的に未成熟な存在者にとどまっている(㉒, ㉔, ㉗)。

子どもは言語能力、生活能力、社会や自然の認知能力については、大人との言語的コミュニケーションを通じて、男女共通の普遍的認識と普遍の実践能力の獲得という意味での「社会化」は可能である。しかしセクシュアリティの領域には、たとえ「一貫した[性]教育が行われたとしても、問題の解決にはならない。……性愛の経験を言葉や概念で伝えることはできない。人はそれを生きてはじめて理解[できる]」(㉙a, II-54)という性的認識と性的「社会化」における固有の問題が伏在している(㉕, ㉗)。したがって性的「慣習の現状」(㉗)の下では、性的「社会化」、すなわち男女共通の普遍的「性」認識と普遍的「性」実践能力の獲得という性的成熟化のためには、言語的コミュニケーションのみでは解決困難な問題が横たわっているとと言える(㉕)。

I巻第三部、II巻第一部の総括として、㉕の指摘はおよそ以上のような意味として理解することができよう。

㉔, ㉕, ㉗の指摘における男のセクシュアリティの「自律」的連続性と女のセクシュアリティの「受動」的断絶性が、性的「慣習の現状」にいかん規定されているかについて簡単に触れておこう。女の子のセクシュアリティの連続的発展の可能性とかかわって、第一部では(1)大人からの強い監視のない女の子の(男の子との)性的「遊び」を通じてのセクシュアリティの形成事例(II-79-81)、(2)偶然的官能ではなく自覚的追求行為としてのマスターベーションによる一般的「性^{セクシュアリティ}欲」(男の子と同質の「性^{セクシュアリティ}欲」)の形

成事例 (II-143), (3) 男が性的コンプレックスや支配者の心性をもたず, レイブの性格をもたない性の入門の可能性 (II-162-163), (4) 「[現状よりも] もっと確実でもっと便利な避妊法があれば, 女の性の解放に非常に役立つ」 (II-156) として女が生殖 (管理) 権を保持していることの必要性が指摘されている。これらの諸条件は民衆 (「直接生産者」層) 世界では, 近代化の過程で失われていったものであり³⁸⁾, 女の子のセクシュアリティ「形成 (養成)」の自律性³⁹⁾の喪失は, 性的「慣習の現状」に規定されたものであることを第二編での検討に先立って指摘しておこう。しかし⑦の男の性的「コンプレックス」は以上のような両性関係の社会的産物であるにもかかわらず, ⑦の指摘のように「生物学的運命」論を不断に「再生産 (再形成)」する原因ともなるものであることに留意しておきたい⁴⁰⁾。

⑦の末尾には, 男女の性的「相互性」に不可欠な条件として, 「身体と精神の相互的寛大さ」という重要な一句がある。これは②③のスタンダード論の際の性的非排他性が真的性的「相互性」の不可欠な条件であるという見解と同じ主張であるが, この点についての立入った検討はここでは行われていない。しかし性的「寛大さ」を妨げる心理要因は, 男女間で相違があり, 女の場合「女の状況」に規定される抑圧が, 性的排他性への執着要因であることが指摘されている⁴¹⁾。第二部の検討では性的「排他性」は何によって規定されるか, 性的「排他性」の内的実態とはいかなるものであるかについて留意しつつ, 検討を行おう。

3. 第二部「女が生きる状況」

第二部 (原題 Situation⁴²⁾ 地位) は, 6章からなり, 女の「状況 (地位)」が, ライフ・サイクル的視点から多面的に論じられている。ここでは, 「世帯 household」の形成と構造を叙述した第五章と第六章の重要な指摘を重点的に摘記・検討し, その他の諸章は論旨展開の理解に必要な限りでの検討にと

どめよう。

〔第五章「結婚した女」〕

「社会が伝統的に女に勧める運命は結婚である。……〔現状の結婚制度では〕夫婦の〔結婚〕契約は個人にかかわる相互的なものである。不倫は当事者双方にとって契約の破棄通告であり、どちらの側も同じ条件で離婚することができる。……生殖の役割は……女が自分の意志で引きうける任務というかたちをとっている。」(④, II-207)

「とはいえ……〔結婚の様相は男女で根本的に異なるが、それは男女相互の〕必要性が両性関係に相互性をもたらすことはけっしてなかった〔からである〕。……男は……彼が集団に提供する労働によって正当化される〔が〕、……女が閉じ込められている生殖と家事の役割〔は、男との対等性を保証しなかった〕。……結婚は〔社会に子どもを与え、同時に男の性欲と家庭の面倒を見るという〕二重の意味で女に押しつけられる。……社会が女に課す任務は夫への勤め〔service⁴³ 奉公〕と見なされ、……夫は……妻を扶養する義務を負う。社会は夫を介して、社会に対する女の貢献に報いるわけである。……女は結婚すると世界の小さな一区画を領地〔fief⁴⁴ 封土〕としてあてがわれ、……男の家来になるのだ。……女は男の家に帰属し、……住む場所は……〔夫の仕事に〕応じて決まる。女は……過去から断ち切れ、夫の世界に付け加えられ、……〔夫に〕自分の人格を与えてしまう。……性行為は女〔の〕……勤め〔奉公〕とされ、……夫は快楽を自分のものにし、代価を支払う義務を負う。……女の身体は……品物であり、……活用できる資本なのだ。」(④, II-208-209, 211-213)

「結婚は〔女の勤めであると同時に〕、男が自由に勝手なことをすることから女を守るためのものである。だが自由がなければ愛も個性〔individualité/ individuality⁴⁵〕もない……。……〔ヘーゲルが指摘しているように〕、『妻としての関係〔の〕……個別性は……偶然的なのであり、つねに別の個別性

に取って代わられる可能性がある。性愛の支配する家庭〔内では〕……この夫ではなく、夫一般であり、……〔夫婦関係の根拠となるのは〕感性ではなく普遍的なものなのだ。……〔この場合〕個別性はいつでもよいのであって、女は自己を他者のうちに自己として認識することはないのである。』⁴⁶⁾……ここから女の性生活について二つの基本的な結果がでてくる。……〔第一に、女は結婚以外の性的権利がなく〕、肉体関係は制度化されてい〔る〕。……〔第二に〕結婚は女の性生活に倫理的威厳を与えると称しつつ、実は女の性生活を抹殺しようとしているのである。……女の官能は開拓の余地が無限にある〔のに〕、……結婚が女の官能を……圧殺している……〔実態〕を〔キンゼイ報告は〕実によく示している。……〔レオン・ブルムが指摘しているように〕、性愛の運命は主としてパートナーの個性次第で決まるというのに、若い娘が、生涯にわたり、性的に接触したことのない一人の男としか寝ないことを誓うというのは……とてつもない危険を冒すことである〔という結婚の逆説性の告発は正しい〕。……若い娘〔の〕……観念的恋愛〔は〕……固定観念〔の〕投影〔にすぎず〕、……日常生活の試練に耐える……〔ようには〕できていない。……〔夫婦間に性愛が生れても〕、それが長続きすることはめったにない。……〔この点で〕モンテニューが使った近親相姦という言葉は意味深長である。性愛とは〈他者〉に向う運動であ〔るが〕……カップル内部で夫婦は互いに〈同一者〉となる。……〔その〕性行為は……一緒にする自慰のようなものであることを彼ら〔夫婦〕は気づいている。〕(④, II-219-220, 234, 238-240)

「男は、企て行動し闘う力を妻から引き出し、妻を正当化する。妻は自分の実存を夫の手に託しさえすればよく、夫が妻に実存の意味を与えてくれるだろう。……私たちはこの理想が現実にはどのように現れるか見てみなければならない。」(④, II-242-243)

「女は、夫婦共同体の中に閉じ込められている〔ので〕……この牢獄を王国に変えることが必要なのだ。……地球上の動植物、異国、過去の諸時代を

……室内に閉じこめ、……自分にとって人間集団の凝縮である夫と、未来全体を簡便なかたちで与えてくれる子どもをも、そこに閉じこめる。……女は何もなすことがないので、自分がもつものなかに貪欲に自分を探し求めるのだ。」(④, II-244-245)

「女がその『巢』を私物化することができるのは、家事労働によってである。……

〔清潔維持としての家事労働は〕不潔と清潔との闘い〔であり〕、……けっして勝利をもたらすことのない〔際限ない〕闘いの果てに得るものといえ、ただ疲れだけである。……主婦の任務ほどシシュフォスの拷問に似たものはまずない。……〔コレットの『ほこり』が描くように〕、『すべての原因〔は〕……二人の共同生活であり、……〔それが不断に〕ごみ屑を分泌する。』……あらゆる〔生活上の〕出来事が徒労の原因となりうる。……こうした女たちの汚れに対する憎悪は〔結局〕……世界と自分自身にたいする憎悪であったのだ。……女が外の事物と自分とを同時に攻撃するこのサド=マゾヒズムは、多くの場合まさしく性的な性格をもつ。……清潔志向が、女たちが情熱的でない……ピューリタン文明の国々で極端に重んじられているのは注目に値する。……

〔積極の仕事である家事労働として〕、食事の支度は掃除よりも……もつと楽しい。……〔その段取りとしての〕買物〔は〕……特別な時間〔であり〕、……〔それは〕売り手と買い手のあいだ〔の勝負である〕。……戦利品を勝ち取〔れば〕……束の間の勝利を味う〔ことができる〕。……〔保存食品作りの仕事は〕物質を……再創造するものである。……しかし〔他の家事と同じく〕……反復が……喜びを失なわせ……仕事は単調……になる。……

〔家事労働とは〕待つことだらけの仕事なのだ。……さまざまな作業を計画的に配分してみても、やはり受動的で……〔待ち〕時間は長い。……〔家事労働の産物としての〕住居、食料は有用であるが……この労働が……永続的な創作物につながらないこと〔は主婦にとって最も残念なこと

である]。……家事労働の産物は[ただちに]消費され[る]。……料理する女の仕事が[評価されるのは]……もっぱら会食者の口のなかだけである。……会食者がおかわりをしないと彼女は苛立つ。フライド・ポテトが夫のためにあるのか、……夫がフライド・ポテトのためにあるのかわからなくなるほどだ。……

[家事]労働は直接的に共同体の役に立つこともなく、未来に通じてもない……。……この労働は既婚女性を解放するどころか、夫や子どもに従属させるだけである。……女の労働は女を女の条件[condition⁴⁷]身分]から救い出しはしない。……[女の任務を負う主婦とは]寝床の「勤め[奉公]」と家事の「勤め[奉公]」によって定義される地位[condition⁴⁸]身分][だからである]。』(④, II-246-257, 259-262)

「伝統に従えば、……子どもこそが……具体的な自律性を女に保障し、……子どもをとおして女は性的にも社会的にも実己実現をはたす。つまり、子どもによってこそ、結婚制度は……目的を達するのである。したがって、この女の成長の最高段階を検討することにしよう。」(④, II-310)

[第六章「母親」]

「母親になることによって、女はその生理的[および「自然」的]運命をまっとうする。……しかし……人間社会は……自然のままになっているわけではな[く、この百年ほど前から]……意志によってコントロールされるようになっている。いくつかの国でバースコントロール……が公式に採用されている。カトリックの……国でも、ひそかに[膣外射精や洗浄によって]行われている。……これはしばしば[カップルの]……争いや恨みの種になる。……用心したにもかかわらず『できてしまった』ときには、……反・自然はとりわけ深刻なかたちをとる。妊娠中絶である。……

ブルジョア社会がこれほどの偽善をあらわしている問題は少ない。……法律は……中絶を犯罪と見な[し]、……慎重を要する手術が非合法で行わ

れるよう強いているのだ。中絶の合法化に反対する議論ほど不合理〔で矛盾に満ちた〕……ものはない。……法律は出生率の増加〔のためには〕……まったく無力〔であり、多くの若い女を死や不妊や病気に追いこんだだけで〕……完全に失敗であった……。

バースコントロールと合法的中絶〔によつてはじめて〕……女が妊娠・出産を自由に引き受けることを可能にするだろう。」(④, II-311-312, 314, 322)

「〔母性「本能」という〕言葉はいかなる場合にも人類には適用されない。母親の態度は彼女が置かれた状況全体によつて、そして彼女がそれをどのように引き受けるかによつて決まる。……これまでの記述の中から、一般に受け入れられている二つの偏見の危険な間違いがはっきり〔した〕。……第一は、いずれにせよ母親であることは母の欲求を満たすに十分であるというものだ。……母親と子どもとの関係は、母親の生活が全体的にどのようなかたちをとっているかに規定される。……子どもをとおして、自分〔では実現できなかつた〕……充足〔や〕……価値を手に入れたいと夢見るのは……幻想である。子どもは……過去にこだわることなく自分の存在を乗り越えようとする女だけに喜びをもたらししてくれるのだ。……第二の偏見は、……子どもは母親の腕のなかで確かな幸福を見すというものだ。……女の公的活動を……認め〔ず〕、……職業活動を女には閉ざ〔し〕、……あらゆる領域で女の無能力を言いた〔てておいて〕、……人間を育てるという最も難しく、かつ重大な企てを女に任せる〔ということは〕、……矛盾に満ちた犯罪行為である。……母親が歪んだところ〔がなく〕、……子どもをとおして専制的自己実現を図ろうとするのではなく、……社会……のなか〔で〕自己実現〔できる〕……女であれば、子どものために明らかに望ましい……。また子どもが親に委ねられる度合いがいまよりずっと少なくなつて、勉強や娯楽が、子どもと……個人的関係のない大人の監督のもとに子ども同士で行われることが望ましい……。……子どもの扶養は大部分

を共同体が引き受け、母親が大切にされ〔るような〕……適切な仕組みができてい社会では、母親であることは女が働くことと両立できないことは全くないはずだ。……最も豊かな個人生活をもつ女こそ子どもに最も多くを与え、最も少なく要求する。努力し闘うなかで人間の真の価値について理解している女こそ最もよき教育者であろう。」(④, II-347, 362-367)

「家庭に閉じこめられている女は……個性において自分を示す手段をもた〔ず〕……個性が彼女には認められていない……。しかし現代の西欧の女は、逆に、この主婦、この妻、この母親、この女として他の人に認められたいと望んでいる。こうしたことが社会〔社交〕生活のなかで満足させられるよう求めているのだ。」(④, II-368-369)

〔第七章「社交生活」〕

「家庭は閉じた共同体ではない。……家庭は夫婦がひきこもる『内部』であるだけでなく……夫婦の生活水準、財産、趣味の表現〔として〕……他人の目にははっきりと示されなければならないのだ。この社交生活をとりしきるのには主に〔職業上の必要性とは無縁な〕女である。」(⑤, II-370)

「大多数の女にとって……男の世界は結婚後もその輝きを失わない。威光を失うのは夫だけだ。……女は……〔司祭、医者、俳優などを対象とした〕恋愛遊戯や媚態だけに留っていないこともある。……結婚で〔は〕……性愛の充足〔と〕……自らの感性の自由と独自性を拒否されて、必然的で皮肉な弁証法によって姦通へと導かれるのである。……彼女〔妻〕は夫を主人にし、……二人の関係は義務的にな〔るが〕、……愛人の選択〔や〕……〔愛人〕関係には自由の次元がある。……愛人と過ごす時には、自己から出て新しい豊かさに近づ〔き〕……自分を別人のように感じる。これこそ、ある女たちが愛人関係でなによりも求めることである。他者によって占有され、……自分自身から引き出してほしいのだ。」(⑤, II-393, 397, 399)

「姦通、友情、社交生活〔は〕……夫婦生活の束縛に耐えるのには役立つが、

束縛を打ち砕きはしない。……こうした逃避によっては、女は自分の運命を本来的に引きうけるようには絶対になれないのである。」(㉔, II-404)

〔第八章「売春婦と高級娼婦」〕

「……結婚と売春はそのまま対となる。……〔売春も結婚も〕どちらにとっても性行為は勤めである。後者は一生、ただ一人の男に雇われる〔が〕、前者はその都度支払いをする何人かの客をもつ。後者は一人の男によってその他すべての男から保護される〔が〕、前者は一人の男が独占的に権威を振るうのから守られる。……

下級売春婦から堂々たる高級娼婦までには数多くの段階がある。主な違いは、前者が、自分の全くの一般性を売りものにし、……後者は、自分の個性を認めさせようと努め〔ることである〕。……男を活用する女は、自分に捧げられる礼拝の中で安らいているのだ。彼女が自分の栄光にあれほどの価値を結びつけるのは、経済的利益のためだけではない。彼女はそこにナルシズムの開花を求めているのだ。」(㉕, II-405-406, 418, 427)

〔第九章「熟年期から老年期へ」〕

「女の生涯は〔雌の機能に閉じ込められているため〕……男よりずっと生理的運命に左右され、……非連続的である。……〔女のライフ・サイクルは段階内では単調だが、段階の移行は急激であり〕、……思春期、性の入門期、閉経期というように、男よりずっと決定的な危機となって現れる。……〔閉経期において〕女は……性的魅力や出産能力〔という自分の存在根拠と幸福のチャンスの条件〕を失うが、……こうして女は、成人としての人生のほぼ半分を、あらゆる未来を奪われて生きていかなければならない。……〔更年期のいくつかの疾患の重大性は、その〕……象徴的な意味のせいである。……〔女は身体を通じて男に働きかけ、男によって世界に働きかけるが〕……男に働きかける手段を失ったら、いったい自分はどう

なることだろう。この問いこそ、女が、自分と同一視している……肉体……の変形をなすすべもなく見守りながら、不安げに発する問いなのである。」(54, II-428-429)

「[女は老年という人生の終わりになって]、やっと自分の目で世界を見るようになり、一生ずっと騙され、ごまかされてきたことに気づくのである。明晰に……しばしば小気味のいい皮肉な見方をするようになる。……[しかし] 老年の女の知恵は……いずれにしても消極的なものである。……寄生的な女に得られる最高度の自由は、禁欲的な挑戦か、懐疑的な皮肉である。女は一生のどの時期においても、役に立つと同時に自立していることはできないのである。」(55, II-451-452)

〔第十章「女の状況と性格」〕

「[女の] 条件が女の『性格』と呼ばれているものを決定しているのだ。女は『内在のなかになんかこころがっていて』、ひねくれていて、用心深くて、けちくさく、真実や正確さの感覚がなく、道徳性に欠け、いやしい功利心があって、嘘つきで、芝居がうまくて、利にさとい……こうした主張にはすべて真実味がある。……

……女たちの空虚な傲慢さ、徹底的な無能、頑固な無知が、彼女たちを、人類がこれまでに生み出した最も無益で、無価値な存在にしているのだ。……女の場合、……反抗することではか……自分を引き受けることができない。反抗こそは、なにも建設する可能性のない者たちに開かれた唯一の道なのだ。」(56, II-453, 485-486)

「女にとっては、自分の解放に努力を傾ける以外に、どんな出口もないのだ。この解放は集団でしかできない……。ところが、自分一人で、自分の個人的な救済を実現しようと努力する女が……多くいる。……それは自由を奪われた女が……隷属状態を至高の自由に変えようとする究極の……努力である。こうした努力を私たちは、ナルシストの女、恋する女、神秘的

信仰に生きる女のなかに見出すのである。」(⑤, II-486)

第二部は、I巻第三部、II巻第一部を前提した総括的叙述となっており、各部の関連性を前提して第二部全体を総合的に把握しつつ、個々の指摘の意義を検討しよう。

④と④は、現代の結婚制度が、法的形式的には自由平等な契約関係として、性的身体の「相互」独占、「相互的」排他的所有という形式的「相互性」を前提しながら、実質的には夫による妻の人格的(personal)支配関係すなわち性的非「相互性」を形成するという矛盾が事実の関係としての確に指摘されているが、両者の内的関係についての分析は行われていない。しかしI巻第三部とII巻第一部の「内在」論理を総合した概念的整理を前提すれば、両者の内的関係の理解は可能である。

男女の身体的「相互」独占契約関係は、女性身体の「性的物本性」と「性的託身」の完全な実現形態として理解される。女性身体の「性的物本性」は、両性「相互」にとって、売買春関係とは異なった排他的絶対性を付与された場合のみ単なる「物化」を免れるからであり、他方、「性的託身」は排他的永続契約とされ、男性の生殖的「責任」性を付与された場合のみ、女性の妊娠の社会的「危険」性は社会的「安全」性に転化されるからである。このような内容の「相互」独占契約は、実質的には、「夫」による「妻」の身体性——生殖能力と労働能力の兼備としての身体性——にたいする一定の支配権の両性「相互」による容認を含んでいる。なぜなら男性の生殖的「責任」性とは、自分の「妻」と「子ども」にたいする「扶養」責任を含み、「扶養」関係は「被扶養」者たる「妻」の生殖的・労働的「奉仕」を反対給付として要求するものだからである。この関係は、封建的な人格的支配隷属関係としての「託身」関係に類比可能であり、これは『『経済』外的(間接)強制』⁴⁹⁾関係である。このような理解を前提した場合のみ、④の指摘は「世帯」の内部構造論としての概念的理解が可能になる。この男女の「世帯」関係を、父

系的土地（生産手段）占有制度としての「家父長制 patriarchy」と区別して、「世帯主制 supremacy of the householder」と規定しよう。

「世帯主制」は、人格的支配隷属関係を基礎にしているのだから、妻＝「主婦」の「労働」それ自体によっては、「主婦」が隷属的地位から解放されることはない。「主婦」が世帯外労働を行ったとしても、農奴（serf）の出稼ぎ労働（service）⁵⁰と同様の性格をもたざるをえず、「主婦」の地位から直接「解放」されることはない⁵¹）。④の末尾ではこのことが明確に指摘されている。

④の末尾および④⁵²では、世帯主制における夫婦間性行為は、妻の身体の「託身」と夫（＝「主人」）による妻の身体の排他的所有の不断の確認行為であると同時に、「託身」関係を不断に「再生産（再形成）」する制度的行為であることが指摘されている。これは旧（大人）世代における世帯主制の「再生産（再形成）」のみではなく、新（子ども）世代の両性に「託身的セクシュアリティ」として「見習い」的に継承されるかぎり、「セクシュアリティと社会形態[との]恒常的な関係」(⑩)を「再生産（再形成）」する制度的行為である。この性行為は、官能の自由な両性的「共受」を阻害し、とくに女性の官能性を「圧殺」する行為、すなわち性的疎外行為である。この性的「疎外」性は、「自慰」行為と同様、夫婦外の「他者」の想像的代替導入を含んでおり、⑤で指摘されているように、「他者」との「不倫」願望を日常的に「再生産（再形成）」するところに端的にあらわれていると言える。

④⁹、④⁵⁰、④⁵¹、④⁵²および④⁵³は、「結婚」における制度的性行為の不可避の産物としての女性の「不倫」願望と実現された「不倫」（これは男性側の実現された「不倫」を含む）、および男性による「買春」欲望の日常的「再生産（再形成）」を、結婚制度の「逆説」、すなわちその「偽善」性の証明として展開している。

④⁵³では、両性関係における女性身体の「性的物神性」が、全面的「性的託身」ではなく、身体の「一時使用権」商品として「物化」されつつも、貨幣の「物神性」と直接交換されることによって特殊な「性的物神性」を維持

しつづける点(II-421)で、「性的物神性」が結婚期間を通じて消失する「妻」の立場と相違すること、またその限りで特定の男性の直接的人格支配を免れている点で特異性があることが指摘されている。しかしこのことは両性の自由な官能の「共受」関係となりえない「欺瞞」的關係(II-415-418, 421-424)であることは言うまでもない。

④③, ④④は、女性にとっての「世帯 household」の意味が指摘されている。妻が「世帯」内に存在することで、夫にとっては社会的活動の動機となり、その活動の成果は世帯内に還元される。妻は社会的活動の面で「なす」ことがないため、夫の活動の成果の還元にもとづいて、「家」を現物的財産の私的排他的「所有」の容器とし、世帯内にミニチュア的「世界」(「王国」)を再現することで、貪欲に自己拡張をはかろうとするが、これは自己が「夫婦共同体」という「世帯」内に「閉じ込め enfermer」⁵³⁾ ④④) られているためである。

④⑤では、夫(=「主人」)から与えられた「領地(封土)」としての「世帯」の私的占有権を維持するための労働としての家事労働の性格が叙述されている。家事労働には2種あり、「享受」⁵⁴⁾後処理(清潔維持等)労働と「享受」前準備(有用品入手から始まる準備)労働である。これは『資本論』の用語で言えば、世帯を中心とする「物質代謝」過程であり、世帯内における「有用」性すなわち「使用価値」⁵⁵⁾の生産過程である。

家事労働の特徴は、(1)生産された使用価値に持続固定性がないこと、(2)「待ち時間」の多い労働であること、(3)この労働の効率化のためには異種労働を計画的に結合して、「待ち時間」を縮小することであるが、これは家事労働が「人格」全体に関連する対「人格(personality)」労働であることによって規定されている⁵⁶⁾。家事労働は「享受」者本人が行おうと、他者が行おうと生活に不可欠な使用価値生産的「有用」労働であるが、一切の社会的評価(市場的「価値」評価または贈与関係としての「相互性(互酬性)」的「使用価値」評価)⁵⁷⁾から疎外された私的閉鎖的労働であり、生産された使用価値はすべてただちに自家消費されてしまう点に特殊性がある。ここから主婦の

転倒的観念として、「夫」(や子ども)を自己の労働の「生産物」とみなし、その「生産物」の社会的評価と夫自身の評価を自己の家事労働の価値尺度とする観念があらわれる。このことは一般的には④で指摘されているが、具体的にはフライド・ポテトの例で見事に特徴づけられている。

家事労働が「主婦」労働として行われた場合、その労働心性の根底にはセクシュアリティが伏在している。なぜなら、「性的託身」が「主婦」労働の成立根拠であるからである。排他的「託身」の禁欲的性倫理が強いほど、性心理を媒介とした過度な家事労働への傾斜心性があらわれてくること、これは同時に④の理念型的「男性」「女性」観を媒介として、男性の禁欲的労働心性をも規定しうるものであることが示唆されている。

④と⑤では、母子関係が論じられているが、育児の「労働」としての側面を完全に捨象しながら論じられている。これは育児「労働」が、対「人格」的労働である点で家事労働と本質的に同一(使用価値生産的労働)であること、言いかえればそれは次世代を直接「生産」する労働ではなく、子どもの自己発達「保障」労働⁵⁸⁾という限定的性格を前提しているからであると言える。

⑤は、多様な事例検討を行った後の結論であるが、世帯に「閉じ込め」られた母親は、子どもの人格の自由な自己発達の「保障」であるどころか、むしろ障害となっていること、幼児虐待や過保護、子どもの自律性にたいする干渉などあらゆる事例を検討しながら、世帯内に「閉じ込め」られた母親は子どもの人格形成と次世代の成長にとって「危険」(な存在)であるという表現すらあえて選んで分析を行っている⁵⁹⁾。次世代の育成の点で最も重大な問題は、母親の性的心性を通じた、息子と娘にたいする育児心性の決定的相違であり、このことが第一部で叙述された性別人格形成に歪んだ影響を与えていることである⁶⁰⁾。これらの検討を前提して、⑤はより望ましい母子関係の提示を含んだ総括的指摘となっている。

⑥は、女性の妊娠・出産の完全な自己決定権(生殖権)を前提した生殖的自由こそが、母子関係を最良なものにするための決定的必要条件であること

を、④⑧の前提として指摘している。しかし「ブルジョア社会」は「再生産(生殖)」的強制を論拠づけるため、あらゆる宗教的な偽善的詭弁を動員して宗教的に中立であるべき「国家」の「法」的強制を存続させ、女性の性的自由と性的健康を侵害しつつづけていることが指摘されている⁶¹⁾。

⑤④、⑤⑤は、「性的物神性」が女性の生存手段であり、男性を介して世界に働きかける唯一の手段であったことを、更年期を経過しながら、女性ははじめて実感的に自覚すること、老年期に至り、自分の目で明晰の世界を見るようになってはじめて、男性が作り上げた言説体系は、女性の人生を一生騙しつづけるための装置にすぎなかったことに気づくが、それは女性の人生という貴重な「時間」を、無益に浪費した後のことであるという悲劇的「状況」が冷静に提示されている。

⑤⑥は、男が指摘する女の「性格」の否定的特徴を、基本的に承認した上で、それがまさに女の「状況(地位)」の所産にほかならないことを指摘している。

I巻、II巻第一部、第二部全体を前提して第九章、第十章の内容を、全体的メッセージとして読み解くと、次のような重大な問題が提起されているように思われる。現代社会は、女性の人生の貴重な「時間価値」⁶²⁾の莫大な浪費をしていること、女性の人格的成長や能力獲得を阻害することで、男女間の無益な葛藤を作り出し、両性の活動エネルギーの莫大な浪費を作り出していること、その結果、社会の歴史的に可能な発展力の自己削減を行っているということである。

⑤⑦は、I巻およびII巻第一部、第二部の総括的結論となっている。この結論は明快である。女性は自己解放のための集団的努力をする以外には、解放のための「出口」は一切存在しないということである。つまり、「経済」的一元論を前提した「生産力」発展や、「階級闘争」に期待しても、それ自体は女性解放のための「出口」とはならないということである(⑤④、⑤⑤、⑤⑥、⑤⑦)。

[次号に続く]

〔注〕

- 1) ジョゼ・ダイヤン前掲書, 109 ページ。
- 2) []内は原訳文。
- 3) Beauvoir, *op. cit.*, p. 382; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 282.
- 4) *Ibid.*, p. 376; *ibid.*, p. 277.
- 5) *Ibid.*, p. 379; *ibid.*, p. 279.
- 6) *Ibid.*, p. 387; *ibid.*, p. 287.
- 7) ㊦の指摘は, 父系的相続財産の有無にかかわらず, 適用可能な内容となっており, 「プロレタリア世帯」における「世帯主 householder」〔=夫〕の「妻」にたいする支配の性格についても説明しうる論理となっている点に留意されたい。
- 8) ボーヴォワールは『第二の性』の書物の帯に「女, この知られざるもの」という表現を使った。フランシス/ゴンティエ前掲書, 417 ページ。
- 9) この概念は, 二宮厚美『生きがいの構造と人間発達』労働旬報社, 1994 年, 71-130, 253-280 ページ参照。
- 10) 「性愛はその本性上 [by its very nature] 排他的なものである」。(『全集』第 21 巻, 85 ページ, Works, vol. 26, p. 188.) このエンゲルスの性愛観は, 自由・対等な友愛的両性関係における一切の偽善性を含まない性愛は, 非排他的であると見たフーリエの性愛観とは対照的である。(フーリエ『四運動の理論』(上巻) 現代思潮社, 1970 年, 原書 1808 年, 210-221 ページ。)
- 11) Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 9; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 31.
- 12) *Ibid.*, p. 9; *ibid.*, p. 31. ここでは existence を essence の対概念として使っており, この文脈においては existentialisme (実存主義) は, essentialisme (本質主義) の対概念として理解する必要がある。
- 13) マギー・ハム前掲書, 92-94 ページ。
- 14) Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 9; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 31.
- 15) *Ibid.*, p. 13; *ibid.*, p. 293.
- 16) *Ibid.*, p. 13; *ibid.*, p. 295. 「castrat (カストラート)」とは, ソプラノ音声を保持するため, 少年時代に去勢された歌手である。『第二の性』II, 183 ページ (訳注)。
- 17) *Ibid.*, p. 90; *ibid.*, p. 361.
- 18) []内は原訳文。
- 19) 原訳文としては「性欲」であるが「セクシュアリティ」に変更した。Beauvoir, *op. cit.*, p. 161; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 417. 『第二の性』II, 170 ページ。
- 20) *Ibid.*, p. 167; *ibid.*, p. 421.
- 21) 今まで「gender」を, 「性自認」と主観規定してきたが, 以後「社会的役割割 (類型) 行動 (者)」と客観規定する。

- 22) 『第二の性』II, 34, 95 ページ。
- 23) 同, 69, 74-75, 135-137 ページ。
- 24) 同, 55, 58-59, 94, 96, 99, 106-110, 113-115, 121 ページ。
- 25) 同, 55, 58-59, 61-63, 66, 69-70, 76-77, 113-114 ページ。
- 26) 同, 136 ページ。
- 27) この概念は『資本論』における「人と人との関係」の「再生産」という概念と同じものである。この点については後述。
- 28) 「クリトリス系統は成年期になっても変化せず、女は生涯この自律性を保つ。クリトリスの痙攣は男のオルガスムと同じ〔である。〕……女が少女時代の自立を保つ循環、他方は自分を男と子どもに捧げる循環、この二つの循環のあいだで選択の余地があるというのは驚くべきことだ。」(II-139, 140) これは、クリトリス快感を未発達な非本来的なもの、膣快感を発達した本来的なものとする精神分析学者への批判であると同時に、「同性愛」の評価にかかわる決定的論点ともなっている。
- 29) ㊸の解説参照。
- 30) 膣による自慰行為用具としての人工ペニスの長期的存在という客観的歴史的事実に立脚したキンゼイ報告批判は、後のマスターズ報告から出発した「クリトリス・オーガズム唯一」論への批判の決定的論拠ともなるものであるが、この点についてはVで検討する。
- 31) この用語は、森田前掲書, 98 ページから。
- 32) 男性同性愛の場合も、非「相互性」的異性愛関係によっては満たされない性的「受動性」欲求による選択行動として理解される。しかし同性愛のすべてを異性愛の非「相互性」によって、説明しうるか否かについては判断を留保したい。だが少なくとも女性の同性愛の潜在的大量性は、女性の性的疎外の深さの結果であることは間違いなであろう。
- 33) 『第二の性』II, 180-181 ページ。
- 34) ボーヴォワールは後に「レズビアン・フェミニズム」などによる「クリトリス・オーガズム唯一」論という「神話」の「押しつけ」を批判した。シュヴァルツァー前掲書, 44 ページ、マギー・ハム前掲書, 171-172 ページ参照。
- 35) 封建的な歴史概念としての「託身 *commendatio*」については、さしあたり『世界歴史辞典』第5巻, 平凡社, 1956年, 686-687 ページ参照。
- 36) これは、女性の身につける「物」にたいする「性欲」という狭義の意味ではなく、女性の性的身体性全体(=「肉体」)にたいする絶対的価値感(これは自己の性的身体自身の無価値感という潜在的コンプレックスを前提する)という男性心性と、女性の自己の性的身体への絶対的価値感(これは男性の性的身体それ自体への無価値感を前提する)という女性心性の合成、とくに両性の性的視線の一方的方向

性(両性とも女性の性的身体へ向けられる)の結果という広義の意味である。

37) これは、第二部における家事育児労働の性格の理解にとって重要な意味をもつだけでなく、第二編において労働力の「再生産」概念の理解にかかわる問題の検討にも重要な意味をもっている。人格「形成」における主体の実践的契機を決定的に重視する点でボーヴォワールはマルクスと共通している。

38) この問題は第二編で検討する。

39) 日本の伝統的な性習俗にかんしては、次のような特徴が指摘されている。(1)江戸期の性愛言説においては、性交の「初体験」の際の「出血」にかんする記述が全く欠落していること〔「出血」の有無にたいする無関心性〕、(2)大正期以前の庶民世界では女の子(と男の子)の間での「性交」的遊びが大人の禁止もなく行われていたこと、(3)大正期以前の伝統的生理処理法は膣内へのタンポン(つめもの)方式であったこと〔これは生理前の女の子の膣内への何らかの「自己行為」の存在を推測させる〕などを総合的に判断すれば、日本の伝統社会における女の子の「処女膜」は、男の子の「包茎」と社会的に同質の性格をもっており、性交前に自主「解除」されていたことを推測させるものである。

男の子のセクシュアリティ「形成(養成)」の「自律性」なるものも、実際は性的「慣習の現状」において「文明全体」から要求される「自然」の名による「義務」である。男の子には観念的「性欲」の孤独な養成(マスターベーション等)が事実上「義務」化されていることを示す好例は、『結婚愛』(1918年)の著者であるマリイ・ストーブスの最初の夫との離婚裁判である。彼女自身は「結婚」前も「結婚」後も性的「不能」者(=近代的「処女」)であったにもかかわらず、この「不能」性は問題にならず、夫のみが一方向的に「不能」者とされた〔男性の性的「不能」の「開発」は女性の「義務」とはされていない〕。このことは男の子の孤独な「性欲」の「事前」養成が、現代「文明全体」の「自然」的義務となっていることを端的に示している。この点は男性の潜在的性的「コンプレックス」〔これは「物的身体支配欲」から性的「物神崇拜」や性的「倒錯」までの多様な形態をとりうる〕の根底を形成する問題である。

以上のような両性のセクシュアリティの「形成(養成)」、すなわち子どもや若者の性的「社会化」の歴史的様式の問題は第二編で検討しよう。ここで触れた諸論点に関連して、福田和彦『江戸の性愛学』河出書房新社、1988年、242-244ページ、宮本常一『忘れられた日本人』未来社、71-72、93-97、100-102、184-186ページ、金子光晴『(ちくま日本文学全集)金子光晴』筑摩書房、1991年、141-143ページ、川村邦光『オトメの身体』紀伊国屋書店、1994年、110-181ページ、荻野美穂『生殖の政治学』山川出版社、1994年、108-114、226-238ページ参照。

40) この点については「オーガズム」論争(後述)の検討の際に立入った分析を行う。

- 41) これは、男性とくらべ女性の性的「排他性」志向の相対的強さを女性の本質的傾向と見るエンゲルスのセクシュアリティ観（『全集』第21巻、58、85-86ページ）とは異なった、徹底した歴史科学的視点からの指摘である。
- 42) Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 193; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 446.
- 43) *Ibid.*, p. 197; *ibid.*, p. 447.
- 44) *Ibid.*, p. 199.
- 45) *Ibid.*, p. 207; *ibid.*, p. 451.
- 46) ヘーゲル『精神の現象学』金子武蔵訳、下巻、岩波書店、1979年、751ページ。
なおヘーゲルの原(訳)文では、「性愛〔érotique〕の支配する家庭」(Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 193)の部分は、「人倫の家」となっている。
- 47) Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 247.
- 48) *Ibid.*, p. 247; Beauvoir, *op. cit.*, ed. Parshley, p. 476.
- 49) これは国家による「権力関係」に直接的に規定されたものではなく、「広義の経済学」視点からは経済的「土台」概念に含まれる。
- 50) 拙著前掲書、208ページ。
- 51) この点は第十四章（「自立した女」）で具体的に検討する。
- 52) ㉔では、「排他性」原理による個別「選択」強制という結婚制度の性的「逆説」の矛盾という問題が、性的認識論および性的「社会化」論のレベルから提起されているが、この問題は後に検討する。
- 53) Beauvoir, *op. cit.*, II, p. 230.
- 54) この用語は、家事労働過程を含む「消費過程」全体ではなく、他者に代替不可能な本人自身による（完全準備された使用価値の）「直接的消費」を示すために使う。
- 55) この場合「使用価値」とは「享受」可能な状態として加工・配置された「物的状態」（テーブルに並べられた温い料理や清潔に整頓された住居等）を示す最広義概念である。
- 56) 産業的労働の場合「待ち時間」は大量生産による作業工程の並列化で解決でき、「使用価値」に持続的固定性のない「サービス」労働も、「人格」全体を対象とせず、「対人」サービスの特定（専門）化で、「待ち時間」を解決できる。家事労働の「待機」性と異種結合性は、他者の生活（＝「享受」）を総体として待たなければならないことに規定されている。これは産業的労働と区別される家事労働の本質的原理である。
- 57) 第七章（「社交生活」）では、ホーム・パーティ（祝宴）の「ポトラッチ」(II-375) 的性格が指摘されているが、これは擬似的な「(贈与) 相互性 (互酬性)」にすぎないことは、㉔で指摘されている。
- 58) 育児労働は介護労働と同じく、身体接触を不可欠な要素とする点で、他の労働と

異なる。これは成人（や健康者）が前提している一定の文化的様式をもった「享受」行為のためには、(a) 非言語的・身体的接触的コミュニケーションと、(b) 特別な「使用価値」（物的状態）生産が必要とされるが、(b)には身体的介助を前提する「物的状態」（身体と客体物との関係）が含まれる。

- 59) 『第二の性』II, 352, 354-355 ページ。世帯内に「閉じ込め」られた母親による専門的「子育て」の、子どもの人格「形成」にたいする「危険」な影響は、とりわけ現代日本で、最も深刻なかたちであらわれているように思われる。これについては第三編で検討する。
- 60) 同, 356-362 ページ。
- 61) 同, 311-322 ページ。
- 62) ボーヴォワールの人生「時間価値」観は、両性の社会的存在「価値」を検討する場合の基本的視点である。この点にかんしては、序文と第一部では、「私たちの採用する観点は、実存主義のモラルの観点である。……女は、私たちにとって、価値の世界で価値を求める人間として定義される」（I-25, 78）と抽象的に指摘されているが、II 巻第四部（「結論」）では、両性の「時間価値」の具体的検討が行われている。